第３章
被災地支援活動の概要

３－１　緊急消防援助隊

１．阪神淡路大震災の教訓から生まれた緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成７年１月１７日の阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、平成７年６月に創設されました。

この緊急消防援助隊は、平時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん日本のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応できるだけの消防部隊が被災地に集中的に出動するというシステムです。

その部隊は、全国の消防本部から登録された指揮支援隊、都道府県指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊、後方支援隊、航空隊、水上隊、特殊災害隊及び特殊装備隊から構成され、大規模災害発生に際し、消防組織法第４４条に規定する消防庁長官の要請又は指示により被災地に出動し、被災市町村長の指揮の下、活動することを任務としています。

全国からの派遣隊が被災地に向かう

２．５２人の職員による延べ２２７日の活動

茅ヶ崎市消防本部では緊急消防援助隊として、発災当日から５月上旬までの間に、宮城県仙台市及び福島県福島市に対し、消火隊、救急隊、後方支援隊を合計１８隊５２人派遣し、延べ２２７日の活動を行いました。

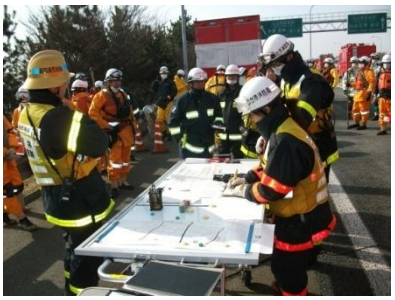

高速道路上での連絡調整

○派遣隊の構成

派遣隊	隊数	派遣人数	延べ日数	派遣先
消火隊	３隊	１５人	７０日	宮城県仙台市
救急隊	６隊	１８人	７５日	福島県福島市
後方支援隊	９隊	１９人	８２日	宮城県仙台市、福島県福島市
合計	１８隊	５２人	２２７日	

３．緊急消防援助隊による被災地支援活動

○消火隊の活動

消火隊とは、被災地における消火活動を任務とし、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備え、隊員５人以上で編成した隊のこと。

人命検索や救助活動の様子

具体的には、発災直後の第１次派遣隊から第３次派遣隊の中で、被災地では津波で大きな被害を受けた地区や工場内での人命検索や救助活動を行いました。発災直後のままのがれきの中で、余震などによる２次災害に注意しながらの活動となりました。

○救急隊の活動

救急隊とは、被災地における救急活動を任務とし、四輪駆動の高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を備え、救急救命士の資格を有する隊員又は救急業務に関する講習の課程を修了した隊員３人以上で編成した隊のこと。

傷病者の搬送の様子

今回の活動では第４次派遣隊以降、医師などの病院への搬送や傷病者の県外の病院への搬送、津波で救急車両を失った消防署での救急要請対応などを行いました。福島第一原子力発電所周辺での活動を伴ったため、放射線について講義や放射線測定機器の取扱説明を受けながらの活動となりました。

○後方支援隊の活動

後方支援隊とは、被災地における緊急消防援助隊の活動に関して、必要な輸送・補給活動を任務とし、消火隊、救助隊及び救急隊等が７２時間（３日間）以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備え、隊員２人以上で編成した隊で、すべての派遣隊に組織されています。

４．この経験を生かして

災害時において、今回のような活動を効果的に行うためには、その災害に対応するための事前準備が不可欠です。茅ヶ崎市では、どのような災害が起こるのか、その時に設備として何が必要となるのか、また職員に求められるものは何なのかを改めて問い、日々準備、訓練に励んでいく必要があります。

３－２　避難所運営支援

１．災害時の広域応援に関する協定に基づく派遣

避難所運営支援は、災害対策基本法に基づき締結された「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」により、宮城県から全国知事会を通じて各都道府県にされた職員の派遣要請に応えたものです。

全国知事会から要請を受けた神奈川県が、県内市町村に職員の派遣要請を行い、それに応えた県内市町村職員が災害対策基本法第７４条第２項に基づき、派遣を要請した宮城県の指揮下に入り支援を行ってきました（実務上は石巻市の指揮下での行動）。

茅ヶ崎市では、神奈川県から職員の派遣要請があるごとに、全庁的に派遣職員を公募し、それに応えた職員が順次石巻市へと派遣されました。

２．２６人の職員による延べ２１０日の活動

避難所運営支援の現地での活動は平成２３年４月から始まり、石巻市内の避難所が閉鎖される直前の９月末まで行われました。この間茅ヶ崎市から、２６人を派遣し、延べ２１０日の支援を行いました。派遣当初の４月は９日間の派遣期間でしたが、５月からは派遣期間が８日間となり、月曜日から始まり翌週の月曜日に次の職員に引き継ぐようになりました。また、避難所での支援職員の体制は、神奈川県からの派遣職員３人、他県からの派遣職員２～３人、石巻市の非常勤職員２人、看護師１人でした（ただし、配備人数は避難所の規模による）。

３．多岐にわたる内容の避難所運営支援

避難所運営支援の活動は、主として避難所本部の運営、運営会議への参加、避難者の代表者で構成される班長会議への参加、物資の仕分け・整理・配給、駐車場誘導、ゴミの整理、ボランティア等外部団体との連絡調整、避難所の維持管理などを行います。しかし、避難所によって避難者の規模や施設の状況等が異なるため、その運営の方法や支援職員の業務は異なりました。

例えば、５月下旬の避難者１５０人の石巻市立大街道小学校では、避

＜ 避難所の構成 ＞

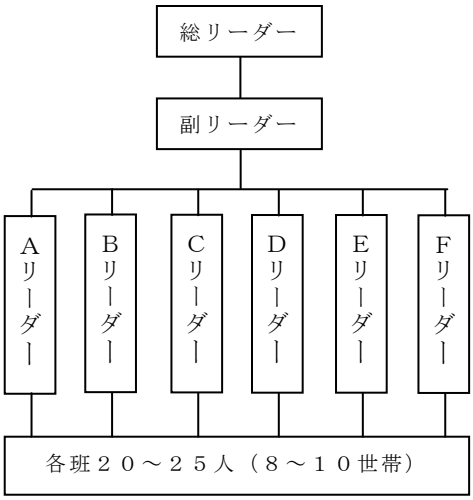

難者による運営体制が整っており、避難者はＡ～Ｆの６班に分け、各班にリーダー１人、副リーダー１人が置かれていました。この６人のリーダーを中心に 掃除、夜警、食事配膳を班毎に順番で担当していました。

大街道小学校では体育館が避難所となった

４．避難所運営支援の１日

ある避難所運営支援職員の１日は次のとおりです。しかし、避難所によって時間帯も変わっていました。

5:30 起床
避難所の本部は６時からのため、素早く身支度を

6:30 避難所の清掃
日替わりで各班で分担し、玄関、トイレ等の清掃、ゴミ捨てを行う

7:00 朝食
ラジオ体操後に、今日１日の栄養補給

10:00 物資受入・発注
おにぎりや飲み物など業者ごとに搬入

11:00 市職員と打合せ
石巻市職員から情報を入手するとともに、避難者数の報告や要望を伝える

12:00 昼食
臨時職員や他の支援職員とともに昼食

16:00 食料の配布準備
本部からの配給物資を受領後、配布準備

18:00 食料配布・夕食
明日１日分の食料を配布しその後、夕食

19:30 班長会議
各班長による報告や検討事項の話合い

21:30 玄関施錠
玄関やその他施設の施錠

22:00 本部連絡
その日の出来事を本部に報告。その後明日の準備

23:00 就寝
刻一刻と変わる明日のために、就寝

５．この経験を生かして

○避難所の運営

各避難所は、近くの避難所であっても規模や時期によって、運営方法は異なっていました。というのも、各避難所で避難者の代表で構成される代表者会議（班長会議、朝会など名称も様々）で、その避難所でのルールを話し合って決めていたからです。そして、物資の分配や避難所の清掃など避難者同士で役割を決め、運営していきました。このような役割分担ができている避難所ほど運営は安定しており、逆に炊き出しや清掃などのボランティアの支援が厚い避難所は、自主的な運営が進まないといったジレンマが発生することになりました。

○情報の発信

避難所では、市の災害対策本部の動きや考え、今後の方針というのはなかなか伝わりづらい状況にありました。その一方で、テレビやラジオなどのメディアからは各地の最新の情報が報告されるため、避難者の現状に対する不満は膨らんでいくことになりました。よって、市の災害対策本部が何を考え、今後どうしようとしているのかについて、努めて発信し、最低限避難所に行けば現在の行政の動きを確認することができるといったような情報発信拠点としての役割を避難所は担う必要があります。

避難所内に設置された情報コーナー

○救援物資の整理

避難所運営支援職員の業務の課題にひとつは、備蓄庫内の救援物資の整理でした。配給のあまりや数が足りず配布できない物資が増える一方で、支援職員が毎週変わっていく中では、毎回備蓄庫の把握に時間を要し、派遣期間中に整理までにいたらない状況が繰り返されました。よって、避難所運営職員には当初より先々の管理を見据えた在庫管理をしていくことが求められます。

避難所受付に置かれた山積みの物資

○暑さ対策

小中学校の避難所では、教室や体育館が避難所となっているため、もちろん空調設備はありません。よって、６月以降気温の上昇に伴い、網戸の設置、食中毒などの衛生管理、寝苦しさ対策としての保冷剤の配布、大量に発生していたハエの対策など、様々な暑さ対策が求められました。設備がない中では完全

氷（左）とペットボトルを利用したハエ取り

な対策をとることは難しいことですが、数ヶ月後を見据えできうる限りの対策を考え、必要物資を揃え準備をしていくことが避難所の職員に求められます。

○資料　神奈川県内市町村による宮城県石巻市への職員派遣状況（平成２４年２月１日現在）

（単位　派遣人数：人、派遣日数：日）

	避難所運営支援		行政事務支援		その他		合計	
	派遣人数	派遣日数	派遣人数	派遣日数	派遣人数	派遣日数	派遣人数	派遣日数
横浜市	14	60	2	24	1217	3676	1233	3760
川崎市	2	16	－	－	8	136	10	152
相模原市	3	24	7	77	2	262	12	363
横須賀市	－	－	－	－	－	－	0	0
平塚市	17	146	5	68	31	866	53	1080
鎌倉市	7	57	6	54	1	27	14	138
藤沢市	17	138	7	63	－	－	24	201
小田原市	7	56	5	40	－	－	12	96
茅ヶ崎市	**26**	**210**	**19**	**180**	**－**	**－**	**45**	**390**
逗子市	5	41	10	94	－	－	15	135
三浦市	4	34	3	24	－	－	7	58
秦野市	14	118	10	84	－	－	24	202
厚木市	19	159	5	40	1	244	25	443
大和市	11	92	13	132	－	－	24	224
伊勢原市	15	121	9	82	－	－	24	203
海老名市	9	74	4	39	－	－	13	113
座間市	10	82	4	46	－	－	14	128
南足柄市	7	58	1	8	－	－	8	66
綾瀬市	12	97	4	32	－	－	16	129
葉山町	7	61	－	－	－	－	7	61
寒川町	4	33	4	36	－	－	8	69
大磯町	11	90	6	45	－	－	17	135
二宮町	4	34	－	－	－	－	4	34
中井町	8	69	－	－	－	－	8	69
大井町	3	25	1	9	－	－	4	34
松田町	4	33	－	－	－	－	4	33
山北町	5	42	－	－	－	－	5	42
開成町	3	24	2	13	2	2	7	39
箱根町	5	42	1	15	－	－	6	57
真鶴町	4	36	4	39	－	－	8	75
湯河原町	7	61	－	－	－	－	7	61
愛川町	－	－	－	－	－	－	0	0
清川村	1	10	－	－	－	－	1	10

※神奈川県ホームページ「被災地への派遣状況」による。

※「その他」とは、学習支援（横浜市）、下水管きょ調査（川崎市）、がれき撤去事務（相模原市）、高齢福祉関連（平塚市）、災害健康支援業務（平塚市）建築関連業務（厚木市）など。

○資料　神奈川県及び県内市町村職員が派遣された宮城県石巻市避難所避難者数の推移（派遣期間当初の避難者数）　（単位：人）

避難所名／派遣期間	山下小学校	大街道小学校	釜小学校	好文館高校	湊小学校	万石浦中学校	蛇田小学校	蛇田中学校	青葉中学校	蛇田公民館	全体
第1陣(4月4日～4月11日)	231	420	285	96	316	523	313	373	810	－	3,367
第2陣(4月10日～4月18日)	173	379	209	89	288	303	219	302	715	－	2,677
第3陣(4月17日～4月25日)	99	233	150	85	253	188	155	228	534	－	1,925
第4陣(4月25日～5月2日)	95	210	144	83	259	182	151	198	485	－	1,807
第5陣(5月2日～5月10日)	39	175	128	73	259	162	135	198	385	－	1,554
第6陣(5月9日～5月17日)	36	165	129	73	233	157	116	184	349	－	1,442
第7陣(5月16日～5月23日)	34	161	110	70	235	143	100	178	325	－	1,356
第8陣(5月23日～5月31日)	31	152	102	71	227	140	105	178	311	－	1,317
第9陣(5月30日～6月6日)	31	151	90	63	222	134	107	177	284	－	1,259
第10陣(6月6日～6月13日)	31	131	86	61	214	124	101	167	284	－	1,199
第11陣(6月13日～6月20日)	28	121	82	58	206	115	101	158	223	－	1,092
第12陣(6月20日～6月27日)	24	119	71	56	188	112	101	154	210	－	1,035
第13陣(6月27日～7月4日)	23	109	71	57	188	100	101	149	197	－	995
第14陣(7月4日～7月11日)	22	97	72	47	180	84	101	137	174	－	914

（単位：人）

避難所名 派遣期間	山下小学校	大街道小学校	釜小学校	好文館高校	湊小学校	万石浦中学校	蛇田小学校	蛇田中学校	青葉中学校	蛇田公民館	全体
第15陣(7月11日～7月18日)	22	―	66	45	159	63	94	127	164	22	762
第16陣(7月18日～7月25日)	22	―	59	40	146	63	88	123	146	22	709
第17陣(7月25日～8月1日)	19	―	53	37	138	56	79	111	130	19	642
第18陣(8月1日～8月8日)	18	―	47	35	119	47	75	108	118	37	604
第19陣(8月8日～8月15日)	18	―	44	29	106	42	73	93	110	31	546
第20陣(8月15日～8月22日)	18	―	38	28	103	38	50	93	64	28	460
第21陣(8月22日～8月29日)	17	―	38	24	95	38	45	81	53	26	417
第22陣(8月29日～9月5日)	17	―	37	23	94	37	40	66	45	29	388
第23陣(9月5日～9月12日)	―	―	29	―	―	―	39	80	43	29	220
第24陣(9月12日～9月19日)	―	―	28	―	―	―	36	80	37	28	209
第25陣(9月19日～9月26日)	―	―	34	―	―	―	28	69	33	28	192
第26陣(9月26日～9月30日)	―	―	17	―	―	―	22	68	14	27	148
第27陣(9月30日～10月7日)	―	―	12	―	―	―	17	68	9	22	128
第28陣(10月7日～10月14日)	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※９月１日付けで、山下小学校、好文館高校、湊小学校、万石浦中学校における神奈川県の支援が終了。

※神奈川県における避難所運営支援は９月３０日をもって終了。

※平成２３年１０月１１日をもって石巻市内にある全ての避難所が閉鎖される。

３－３ 行政事務支援

１．災害時の広域応援に関する協定に基づく派遣

行政事務支援は、避難所支援と同様に災害対策基本法に基づき締結された「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」により、宮城県から全国知事会を通じて各都道府県にされた職員の派遣要請に応えたものです。

全国知事会から要請を受けた神奈川県が、県内市町村に職員の派遣要請を行い、それに応えた県内市町村職員が災害対策基本法第７４条第２項に基づき、派遣を要請した宮城県の指揮下に入り支援を行ってきました（実務上は石巻市の指揮下での行動）。

茅ヶ崎市では、神奈川県から職員の派遣要請があるたびに、全庁的に派遣職員を公募し、それに応えた職員が順次石巻市へと派遣されました。

２．１９人の職員による延べ１８０日の活動

行政事務支援の現地での活動は平成２３年５月から始まり、平成２４年１月末現在で茅ヶ崎市から、１９人を派遣し、延べ１８０日の行政事務支援を行ってきました。派遣当初は、１５日間の派遣期間で県内市町村職員５人体制で行っていましたが、８月頃より８日間の派遣期間となり、体制も県職員を含めての５人体制となりました。

３．被災者の生活再建支援策を担った派遣職員

石巻市では全国各地から集まった自治体職員が、り災証明の受付・発行、義援金の支給、生活再建支援制度の受付、仮設住宅の申込受付など様々な業務を支援していました。その中で神奈川県及び県内市町村から派遣された職員は、主に復興に向けた「まちづくり（都市基盤整備）に関するアンケート」「住宅の応急修理業務」「仮設住宅のあっせん業務」を行いました。

市役所内では様々な窓口が開設

○まちづくり（都市基盤整備）に関するアンケート

石巻市では、震災後の復興計画を策定するにあたり、市民と協働のまちづくりを進めるため、建設部基盤整備課が被災した世帯を対象にアンケート調査を実施しました。この調査は５月１日から１５日まで行われ、調査期間を通して神奈川県内から派遣された職員が担当し、茅ヶ崎市の職員は５月９日から１５日までを担当しました。具体的には、派遣職員１人と現地の臨時職員３人が市内の人が多

く集まる場所や仮設住宅などで、震災前の居住地、被害の程度、今後の居住地の意向、市に望むもの、自由意見などを個別に聞いていくというものです。

アンケート実施の様子

○住宅の応急修理業務

被災者の生活再建支援策のひとつに災害救助法に基づく住宅の応急修理制度があります。これは、修理費５２万円を上限に、被災した住宅の修理を市が行うというものです。この業務を建設部建築課建築指導室（平成２３年７月の組織改正により建設部建築指導課となる）で、前述のアンケート終了後の５月１６日より平成２４年の１月まで（継続中)、神奈川県内から派遣されたほとんどの職員がこの業務を行ってきました。

平成２３年５月の時点では、毎朝整理券を２００枚配布し、５ヶ所の窓口で午前１００件、午後１００件、制度の内容、手続きの流れ、申請書の書き方などを朝から夕方まで個別に説明していくという状況でした。しかし、６月以降申請件数が少なくなってくると、窓口での受付業務から徐々に内部事務へと変わっていくようになりました。具体的には、受付をした申請書類の内容確認、データ入力、修理が終了したものの支払い事務などです。

今回の大震災では、修理を請け負う工務店なども大きな被害を受けていたため、被災した方は家を直したくても直せない、見積書すらとれない（申請後、見積書の提出が必要）状況でした。また、施工業者も道具が津波で流されてしまった、修理に必要な資材が確保できないといった状況で、なかなか被害を受けた住宅の修理が進んでいきませんでした。しかも、平成２３年９月には台風１５号が石巻市を襲い、住宅の被害はさらに拡大することとなりました。

受付窓口の様子。待合いスペースは別にある

○仮設住宅のあっせん業務

建築指導課での住宅の応急修理業務の減少に伴い、神奈川県内からの派遣職員の一部は平成２３年９月から建設部建築課で仮設住宅のあっせん業務を行うようになりました。具体的には６月２５日までに入居希望を出されていた方へ、希望の間取り、家族構成等の情報をもとに連絡し空室をあっせんしていくというものです。仮設住宅は、５月より建設された場所か

仮設住宅

ら順次入居が始まっていましたが、１０月中旬でも郊外の仮設住宅を中心に４００戸強は未入居のままでした。その一方で6月２５日までに申請が間に合わなかったため、入居を希望しているにもかかわらずあっせんを受けることができないという状況も多く発生し、派遣職員もその対応に苦慮することとなりました。このような状況の中、１１月１１日には入居の２次募集が始められることとなりました。

未利用地のほか、野球場なども建設用地となった

４．この経験を生かして

○活動内容

前述のとおり石巻市ではほとんどの震災関係の受付窓口業務は、全国から派遣されてきた自治体職員が行っていました。そして、受付件数が落ち着くとその後の事務作業も派遣職員が担うようになっていきました。災害が大きくなればなるほど、もともとの職員では対応しきれないことは間違いありません。そのような中、その自治体職員でしかできない業務と他の自治体から派遣された職員でも対応可能な業務を事前に把握しておくことで、被災者の生活再建や復旧、復興対策をより迅速に進めていくことができるようになります。

○宿泊先の確保

今回の派遣の課題のひとつが派遣職員の宿泊先の確保でした。５月の当初の９畳部屋での５人相部屋から、３人部屋、２人部屋、個室へと徐々に改善はされていきましたが、これに伴い、宿泊場所は石巻市内から松島市（バスで２時間）、大崎市（古川駅から電車で１時間）、美里町（小牛田駅から電車で５０分）など遠くはなれ、しかも運行本数が少ないなかでしたので、通勤には大変苦労することになりました。１０月からは、市役所から徒歩数分の民宿を確保することができ、この点では大きく改善することとなりました。

派遣職員の宿泊先。このほか、ビジネスホテルなども

○業務の引継ぎ体制、活動スペースの確保

住宅の応急修理制度の業務では継続して神奈川県内からの派遣職員が担当したため、その過程で徐々に担当業務のマニュアルができあがっていきました。しかも、この動きは７月から市役所内に派遣職員の詰め所（他の都道府県からの派遣職員と共有）ができてからさらに加速することになりました。具体的には、派

遣前に現地からマニュアルがメールで送付されることで事前に準備した上で現地に赴くことができるようになり、業務の効率が上がるとともに、派遣職員の不安解消に役立ちました。しかし、当初は現地からの情報が十分ではなく、現地に行くまで何をするのか分からない、前の派遣職員の派遣期間が終了してから次の派遣職員が到着するなど引継ぎが行えないなど課題が多くあり、それが徐々に改善されていった結果が前段の状況です。

市役所内に設けられた活動スペース

５．まとめ

万が一、またこのような災害が発生し、被災地に職員を派遣するような事態が発生した場合には、今回の反省を踏まえ、より被災地の役に立てるように業務の体制を整えることが重要となります。また、応援職員を受け入れるような場合には、受け入れ自治体として派遣先に情報を十分に伝達するとともに、支援を行いやすい環境を整えることが業務効率の向上につながっていくため、受け入れ自治体として事前にどれだけ考えておくことができるかということが、復旧、復興をいち早く進める鍵となると思います。

３－４　その他の支援

１．復旧工事の設計・施工監理支援

茨城県ひたちなか市、千葉県市川市及び静岡県富士市と４市で締結している「災害時相互応援協定」に基づき、ひたちなか市から要請のあった技術（土木）職員１人を平成２３年６月より半年間派遣し、延べ１８３日の支援活動を行いました。

支援内容は、建設部下水道課における地震で被災した下水道管の復旧工事の設計、施工監理を行いました。復旧工事は、工事必要個所の特定、工事内容の設計、発注など、業務が長期間にわたるため６ヶ月間の派遣となりました。

業務を行う中では、新潟県中越地震等で災害復旧の実務経験のある新潟県小千谷市からの派遣職員の意見が大変参考となったため、今回の経験を組織内で共有することで、災害発生後の茅ヶ崎市のインフラ復旧に大いに役立つものと考えます。

地震により大きくずれた下水道管

２．身体と心の相談支援

身体と心の相談支援は、厚生労働省を通じて受けた災害対策基本法に基づく岩手県からの職員の派遣要請に応えたものです。神奈川県が県内市町村のとりまとめを行い、茅ヶ崎市からは平成２３年６月下旬から７月上旬にかけて、２人の保健師を岩手県釜石保健所に派遣し、延べ１６日間の支援活動を行いました。

神奈川より運んだ活動車両

具体的には、被災者の心のケア、健康相談、健康チェック、避難所の衛生管理などの活動を実施するため、岩手県外の保健チーム（神奈川県、秋田県、愛知県、大阪府からの派遣職員で構成）と医療チーム（神奈川県、ＮＧＯ、世界の医療団、日赤医療チームで構成）とともに各避難所や被災者宅へ出向き活動しました。

仮設診療所が開設

災害による被害は､財産や生活基盤のみならず、被災者の心にまで及びます。そういった中、行政の保健師として何をしなければならないのかについて、身をもって経験する機会となりました。

３．復幸応援センター支援

復幸応援センター支援は、全国６１市の若手市長で構成される全国青年市長会が開設した陸前高田市復幸応援プロジェクト（あえて「幸」の文字を使用しています）への職員派遣要請に応えたものです。茅ヶ崎市からは、平成２３年１１月から１２月にかけて職員１人を派遣し、６１日間の支援活動を行いました。

陸前高田市復幸応援プロジェクトとは、被災地支援の新たなモデルケースとして、８月より行われているもので、その役割は地元のニーズを自ら探し出し、会員市と連携し、官民協働で支援策を展開していくというものです。具体的には、市民活動団体、報道関係者、観光物産協会関係者、陸前高田市などと意見交換をしながら、地域の復興に向け様々なイベントなどを開催しました。

壊滅的な被害を受けた地域が、地域として復興するために必要なことは、都市基盤のハード面だけでの復興のみならず、地域活動の復興も不可欠です。被災自治体だけではまかないきれない部分を全国の自治体が、それぞれの得意とするものを持ち寄って、ひとつの地域を蘇えさせる。このような新たな取り組みにも積極的に参画し支援を行ってきました。

復幸応援センターの前で

４．一般事務（家屋調査）支援

一般事務（家屋調査）支援は、全国市長会が運営する「短期的・緊急的派遣に係る掲示板」に掲載された応援要請に応えたものです。この掲示板とは、被災５県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）から要請を受けた全国市長会が、独自に開設している掲示板に要請内容を掲載し、職員派遣が可能な市町村が派遣を申し出るという流れになっています。

様々な掲載内容のうち、茅ヶ崎市は宮城県多賀城市からの一般事務（家屋調査）への派遣要請に応え、平成２３年１１月及び平成２４年１月に職員３人を派遣し、延べ２１日間の支援活動を行いました。

一般事務（家屋調査）とは、地震や津波等で被災した家屋の被害状況を調査し、半壊、大規模半壊または全壊に判定していくものであり、被災者が様々な生活再建支援策を受けるにあたって必要となるり災証明の発行に必要な調査です。つまり、被災者の生活再建支援をいち早く実施するためには、この調査を迅速かつ的確に実施することが必要となります。この派遣を契機に、派遣職員が中心となり、庁内での住宅被害調査やり災証明の発行のよりよい体制づくり、調査手法など現地での活動経験を共有する職員研修を進めています。

家屋の傾きやひび割れなどを調査